

永平寺町デイサービスセンター規則を次のように公布する。

令和5年3月31日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第14号

永平寺町デイサービスセンター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、永平寺町デイサービスセンター(以下「センター」という。)条例(平成18年永平寺町条例第103号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 条例第3条各号の規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定で指定を受けた指定居宅サービス事業者の事業計画書及び運営規程等により実施しなければならない。

(指定管理者の申請)

第3条 条例第7条に規定する申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した事業計画書を町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、住所
- (2) 運営方針
- (3) 利用者処遇方針
- (4) 職員処遇方針(就業規則、給与規程等の労働条件を明示したものであること。)
- (5) 指定管理者希望者の履歴及び資産の状況
- (6) センターの休館日および利用時間

2 事業計画書は、町長が定める期間に提出しなければならない。

(指定管理者の公表)

第4条 条例第10条第2項の規定により公表する事項は、名称、住所及び事務所の所在地とする。

(協定書)

第5条 条例第11条に定める協定書の協定事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委任期間
- (2) 指定の取消し
- (3) 損害賠償義務
- (4) 事業報告書の作成
- (5) その他町長が特に必要と認める事項
(損害弁償)

第6条 指定管理者は、センターの利用に際して施設、設備等に損害を与えたときは、速やかにその旨を町長に届け出るとともに、それによって生じた損害を弁償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、弁償を免除することができる。

- 2 自然災害や老朽化等により施設等に生じた大規模な修繕等に係る経費については、指定管理者及び町長が協議の上、決定するものとする。

(適正な運営管理)

第7条 指定管理者は、デイサービスセンター運営管理規則や利用者の遵守事項等を含め、町長の承認を得て、適正な運営管理を行わなければならない。

(施設等の衛生管理)

第8条 指定管理者は、施設及び設備備品等を清潔に保持するため定期的に消毒を施すなど、常に衛生管理に留意しなければならない。

- 2 指定管理者は、感染症等に関する知識の習得に努めるとともに、施設内の感染症等のまん延防止対策を図らなければならない。

(秘密の保持)

第9条 指定管理者は、指定管理期間及び指定管理期間以外においても、業務上知り得た個人及び業務上の情報を外部に漏らしてはならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成21年12月18日永平寺町条例第19号)第8条に基づき、事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この規則のほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の松岡町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成6年松岡町規則第8号)、永平寺町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例(平成11年永平寺町規則第6号)第8条の規定により準用された合併前の永平寺町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和59年永平寺町規則第7号)、上志比村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成5年上志比村規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。